

博物館だより

No.68

平成23年12月1日

みやこ町歴史民俗博物館発行
福岡県京都郡みやこ町豊津1122-13
TEL 0930-33-4666
FAX 0930-33-4667

企画展

日本考古学の父 「ウィリアム・ガウランド の足跡」開催中!

当館では、12月11日(日)まで、企画展「日本考古学の父ウィリアム・ガウランドの足跡」を開催しています。

今回の企画展は、「みやこ町古墳フォーラム」記念事業の一つとして開催したもので、明治初期の「お雇い外国人」、ウィリアム・ガウランド(1842(1922))が、日本滞在中に撮影した日本全国の古墳や古墳出土品の写真、約120点を展示しています。ぜひ、ご来館ください!

■会期 12月11日(日)まで

■観覧料 常設展示の観覧料でご覧いただけます。

今回の企画展は大英博物館特別研究員・後藤和雄氏の全面的なご協力によって開催できたものです。

お知らせ 12月の歴史講座

【漢詩講座】

12月3日(土) 9時30分

【金曜古文書講座】

12月9日(金) 10時00分

【古文書講座】

12月10日(土) 10時00分

【古典仮名講座】

12月17日(土) 9時30分

【みやこ学講座】

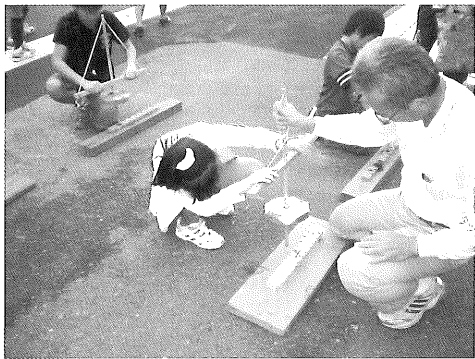
12月17日(土) 13時30分

古墳フォーラム 記念イベント

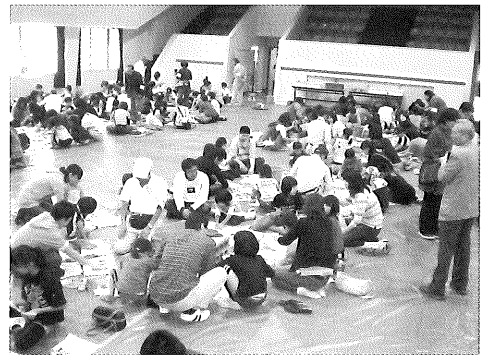
10月23日、みやこ町古墳フォーラムプレイベント「古代のモノづくり体験教室」を開催。約250名の小中学生及び保護者の方が参加し、土器づくり、ハニワづくり、火おこし体験をしました。

11月3日、同じく古墳フォーラムプレイベントとして「古墳めぐり」が実施されました。午前中は豊津地区の古墳めぐり、午後からは勝山地区の古墳めぐりと「子ども古墳めぐり」が行われ、合計で約130名の皆さんが参加しました。

いずれのプレイベントも、たくさんのボランティア協力員の皆さんにお力添えをいただきました。ありがとうございました!



▲古代のモノづくり体験教室(火おこし)



▲古代のモノづくり体験教室(土器・ハニワづくり)



▲子ども古墳めぐり(彦徳甲塚古墳にて)



▲古墳めぐり勝山コース(扇八幡古墳にて)

《古文書解読コーナー》

① 抄

〈ヒント〉 枯れ草が燃える

② 野火

〈ヒント〉 バトル

③ 用事

〈ヒント〉 注文をとる

④ 昔編

〈ヒント〉 去年の12月

⑤ 目

〈ヒント〉 自分の目の前

◎ 答え

(反対向きに見てください)

- ④ 相手
- ⑤ 欄(田)
- ① 野火
- ② 用事
- ③ 昔編

みやこの歴史発見伝

番外編

文化財保護法にもとづいた

埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財について

みやこ町は、古代豊前国の行政府である国府がおかれ、国ごとの仏教・学問などの中心となつた国分寺が築かれるなど、まさに豊前地方における「みやこ」として数多くの文化財を残し、伝えていきます。このうち、地下に埋もれている場合が多いため、日常は目にする機会の少ない文化財として「埋蔵文化財」があります。この文化財は当時の生活の様子が土によって保存されているだけに、地域の歴史・文化を具体的な遺構や出土品によって明らかにできるといふ特色があります。それだけに、地域はもちろん、わが国の歴史や文化を知るうえで欠かせない、大切に保護すべきものとして、文化財保護法にもその保護措置が規定されています。

みやこ町では国府・国分寺のほかにも綾塚・橘塚古墳、御所ヶ谷神籠石(国指定史跡)などを代表に、特に重要な遺跡は国や県・町の指定史跡として保護しています。このほかにもさまざまな

時代の、いろいろな種類の埋蔵文化財が平野・山間地を問わず豊富に残されています。

埋蔵文化財を保護するために

埋蔵文化財は私たちの暮らしのなかで行われるさまざまな開発行為によって、破壊される危険を伴っています。これを避けるために行っているのが埋蔵文化財の事前審査で、みやこ町でも文化財保護法の規定により、その手続きを次のように行っています。

まずは町教育委員会の窓口で開発予定地の「埋蔵文化財の有無の照会」を行っていただくことで審査が始まります。開発の内容や予定地によっては試掘調査や確認調査が必要な場合もありますので、開発を計画された場合には、早めにお問い合わせください。開発予定地における埋蔵文化財の有無の照会を行う際には必要な情報を記した書類を提出していただきます。様式はみやこ町歴史民俗博物館の窓口にて用意しておりますのでお申し出ください。なお、試掘調査や

本発掘調査にも所定の様式の書類を提出していただく必要があります。様式については同じく博物館窓口にて用意しておりますのでお申し出ください。

調査について

照会や協議の際には「調査」の用語が用いられますが、ひとくちに「調査」といっても、内容に次のような違いがあります。

【確認調査】 周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡として登録されている場所)において、包蔵される文化財の所在状況を詳しく把握するために行うもの

【試掘調査】 周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地(遺跡として登録されていない土地)において、埋蔵文化財の所在の有無とその状況を把握するために行うもの。

【本発掘調査】 試掘調査等によって所在が確認された埋蔵文化財のうち、開発行為によって破壊せざるをえないものについて記録保存のため行うもの。

周知の埋蔵文化財包蔵地外の土地における試掘調査について

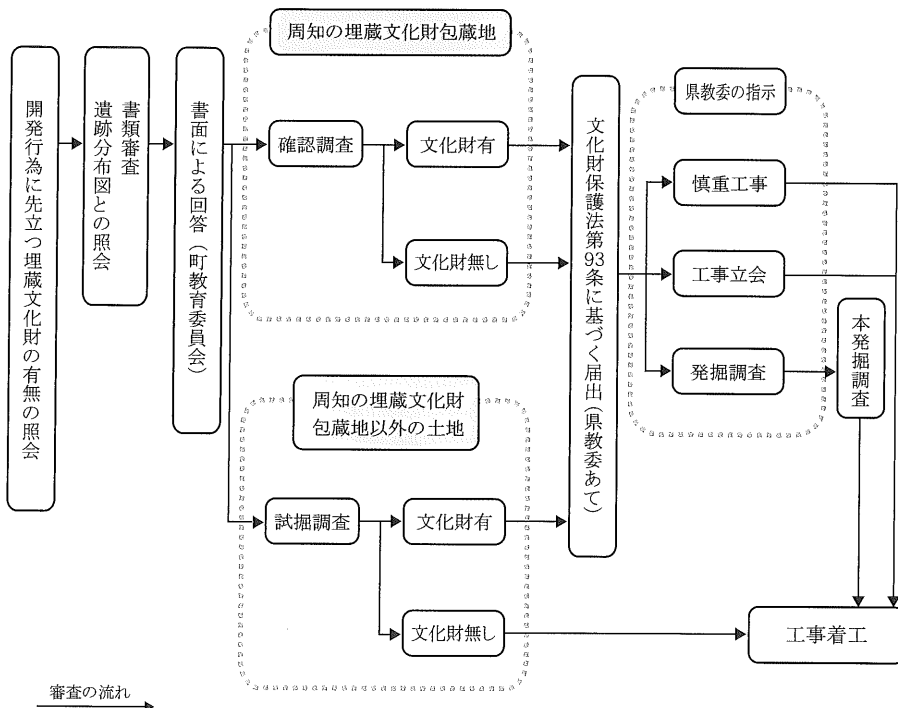
「周知の埋蔵文化財包蔵地外の土地」とは、明確な遺跡としての登録はなされていないが、埋蔵文化財の特性上、遺跡が所在する可能性がまだ残されている土地のことで「遺跡ではない土地」であっても「遺跡がない土地」とはいきれない土地も含まれます。

こうした土地は工事途中で遺跡が発見される可能性がまだ残されているため、工事途中で遺跡が発見された場合には、工事を中断して保存のための協議を行う必要が生じます(文化財保護法第96条)。したがって工事計画に支障が生じるのを防ぐため、こうした場所については遺跡の有無の確認のための「試掘

調査」を行うことで工事途中での発見を防ぐようにしています。工事の際に新たに遺跡や遺物を発見されたとき(不時発見)は、現場の状況を変えることなく、届出が必要ですので、速やかに町教育委員会までご連絡下さい。

埋蔵文化財に関する問い合わせ先
みやこ町教育委員会
生涯学習課文化係(博物館内)
TEL 0930・33・4666

※埋蔵文化財事前審査の流れ



審査の流れ